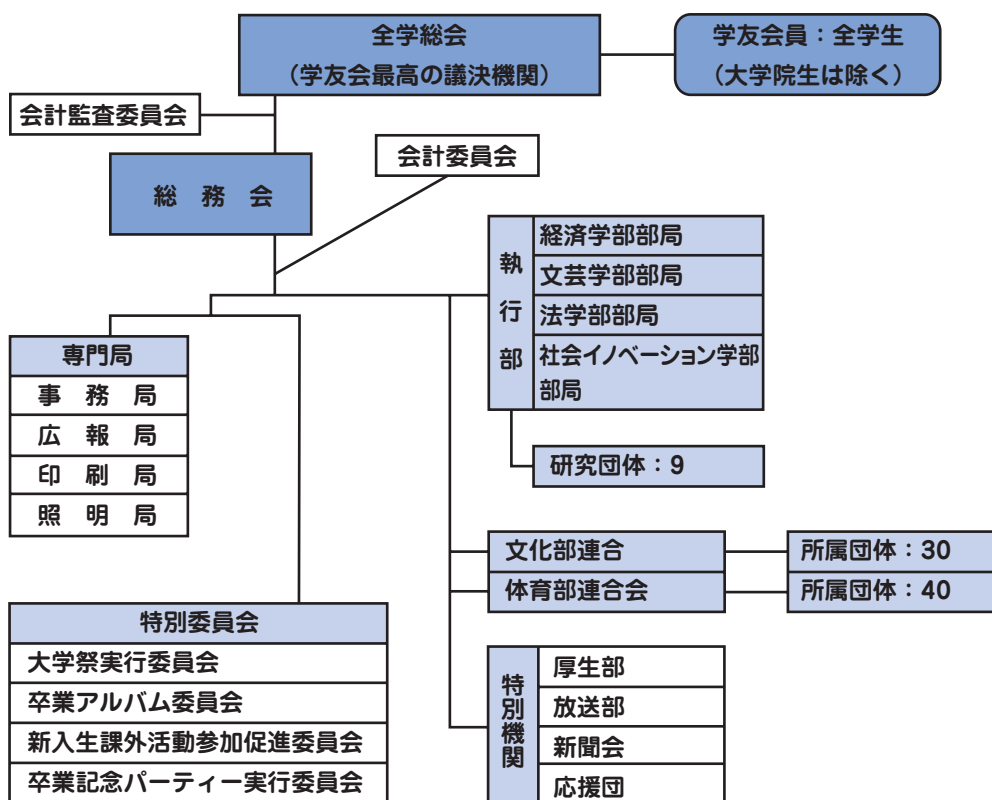


## 学友会組織について

本学学友会は、学生が自主的に行う各種の課外活動で生じてくる様々な問題を解決し、また、学生の利益と親睦をはかって、大学生生活を充実した居心地のよいものとするを目的とした組織です。学友会の会員は、在籍するすべての学生（大学院生は除く）をもって構成されています。

学友会活動の中心は、「総務会」と最高の議決機関である「全学総会」です。総務会は、経済学部部会、文芸学部部会、法学部部会、社会イノベーション学部部会、文化部連合、体育部連合会の各代表（総務または委員長）と各副代表（副総務または副委員長）から構成されており、学友会各機関の統括、全学総会の開催、全学友会員が納入している学友会費の資産管理の責任を負っています。

## 成城大学学友会組織図



## 課外活動・自治活動参加の勧め

大学には、正課授業の他に個人の才能や趣味に適した分野で、自主的に参加できる各種の課外活動があります。課外活動は、同じ目的を持った集団の活動を通じて正課授業とは違った面の協調性、忍耐力、責任感等を養います。そして、多くの学年を超えた仲間と共に、単に共同目的を達成するだけでなく、真の友情を培うことができるでしょう。

新入生のみなさんも、是非、積極的に課外活動・自治活動（学友会活動）に参加し、より豊かで潤いのある学生生活を送られることを期待しています。

## 課外活動団体に加入するには…

勧誘期間：自分にあった部活を探す期間です。

4月20日頃より

※入部そのものは年間を通じて自由にできます。

勧誘・活動紹介イベント（学生主催）：日程を確認のうえ、是非出席しましょう！

文体連オリエンテーション：部活のすべてがわかります。

開催未定

学生オリエンテーション：学友会活動のすべてがわかります。

経済学部学生オリエンテーション

4月25日（月）13：00～ 場所：2号館地下002教室

文芸学部学生オリエンテーション

4月22日（金）13：30～ 場所：2号館地下002教室

法学部学生オリエンテーション

4月27日（水）13：00～ 場所：2号館地下002教室

社会イノベーション学部学生オリエンテーション

4月26日（火）14：00～ 場所：2号館地下002教室

入退部における注意点

それぞれの団体の活動内容、規則などを確認・理解してから入部すること。

※特に入部金、月々の部費等の有無および徴収の時期は必ず確認してください。

やむを得ず退部する場合は、その団体の責任者（部長・主将等）に直接会い理由とともに退部する旨を伝えること。

●新入生に対して入部を強制するような勧誘については、大学はもちろん学友会総務会でも一切認めていません。もしも、トラブルが起きてしまった場合は、**各団体の上部団体（62頁参照）** または、**学生部に相談してください。**

●大学内外において、本学とは関係のない外部サークルの勧誘があるようです。勧誘を受ける前に、必ず、本学の公認団体かどうかを確認しましょう。大学内で外部団体の勧誘を受けた場合は、すぐに学生部に連絡してください。

●大学内のサークルの勧誘は、5月初旬よりはじまります。

## 課外活動に関する事務手続について

### 集会・行事を行う場合

「行事届・掲示物出版物届」にて、学生部に届け出てください。

### 出版物を発行する場合

「行事届・掲示物出版物届」にて、学生部に届け出てください。

- ・配布前に出版物2部を学生部に提出してください。

### ポスター等を掲示する場合

「行事届・掲示物出版物届」にて、学生部に届け出てください。

- ・掲示物（団体名を明記）に、学生部の承認を受けてください。
- ・原則、1掲示板に1枚までとし、掲示期間は原則1ヶ月です。
- ・掲示可能場所は学内の「学友会掲示板」のみです。
- ・期間を過ぎたら各団体ではがしてください。

### ピラを配付する場合

「行事届・掲示物出版物届」にて、学生部に届け出てください。

- ・ピラ（現物）を見本として提出してください。

### 「部員名簿・活動届」の提出

毎年5月に新年度の活動および部員情報を学生部に提出してください。

提出用紙は5月に各団体へ配付します。

### 任意団体（サークル）を設立する場合 ※毎年度登録更新が必要です。

「サークル活動届」に以下の必要書類を添付して学生部に申請してください。

- ・サークル部員名簿：代表者1名、副代表者1名、会計責任者1名を含む本学学生7名以上

※名称、目的、構成等が明確であること。

※活動内容が不適切な場合は認められません。

※受付・相談窓口は、学生部です。

※その他、課外活動に必要な各種手続きについては、毎年2月に公認団体向けに配布している“課外活動事務手続きガイドブック”に詳しく掲載されていますのでそちらをご参照ください。